

令和 3 年 5 月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日（金） 午後1時30分から午後2時26分

2. 開催場所 庁舎大会議室（A・B）

3. 出席委員

1 番 野 方 俊 彦	2 番 本 村 教 昭
3 番 下 村 啓 子	5 番 西 村 新 二
6 番 松 尾 正 人	7 番 池 田 政 孝
8 番 深 河 文 雄	9 番 高 塚 和 行
10 番 三 根 祐 喜	11 番 野 口 浩 美
12 番 江里口 勇	13 番 中 村 津多子
14 番 江里口 泰 信	

4. 欠席委員

4 番 古 賀 義 博

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地の買受適格証明願について

第2号議案 農地法第3条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 岸 川 齊 副局長兼庶務係長 真 子 祐 輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年5月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会 長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さん今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 いよいよビール麦の収穫が10日ぐらいから始まるようでございます。大きな機械でございますので、皆さん方も機械の取扱いには十分気をつけていただきたいと思います。
事務局	今日はかなり多くの案件がございますけれども、皆様方の御協力をいただきましてスムーズに進行いたしますように努力をいたしてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。
議 長	ありがとうございます。 本日は4番古賀委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから令和3年5月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 7番池田委員、8番深河委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地の買受適格証明願についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地の買受適格証明願の審議件数は3件でございます。 関連しておりますので、申請番号1から申請番号3までを併せて説明いたします。 資料は1ページから39ページまでとなります。 申請番号1、（買受を受けようとする土地の所在地、地目、面積、申請人住所氏名、理由を読み上げる。） 申請番号2、（買受を受けようとする土地の所在地、地目、面積、申請人住所氏名、理由を読み上げる。） 申請番号3、（買受を受けようとする土地の所在地、地目、面積、申請人住所氏名、理由を読み上げる。） 資料の7ページにありますように、佐賀地方裁判所民事部より期間入札の公告がなされ、民事執行規則第33条の規定により、物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可または届出を必要としない者に限り買受申出をすることができますと買受け申出の資格を制限されております。そのために買受適格証明願が申請をされております。 証明願の農地一覧を資料の6ページに記載しております。 申請番号1の申請人は番号6から番号16までの11筆、申請番号2の申請人は番号17の1筆、申請番号3の申請人は17筆全て買受適格証明願を申請されてお

議 長	ります。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 1 1 番野口委員お願いいたします。
1 1 番	これは競売ということで、1 番が1 名ということは、この人が競売にかけた金額で落ちるということですか。幾らでも落ちるということですか。
事務局	7 ページの右側のほうに、物件の1 から5 ままでが一くくりで農地の競売が公告をされております。売却基準価額というのが表の一番上にありまして、最低でも、買受可能価額がその下に〇〇〇万〇〇〇〇円とあって、売却基準価額が〇〇〇万〇〇〇〇円という記載があります。 先月の農業委員会ของときにも2 つの農業法人から申請がありました。今回承認をいただければ合計5 名に適格証明書を発行するんですが、その中でこの買受可能価額を超えて、なおかつ一番高い方に売却ということで佐賀地方裁判所のほうが決定をされると思います。ですから、今の時点で幾らで入札をされたらとか、その辺はちょっと農業委員会のほうでは全く把握ができないような状況です。 以上です。
1 1 番	そしたら、2 番目の〇〇〇さんと、右に3 人で書いちゃあでしょうが。あと2 人誰かいらっしゃるということですかね。
事務局	議案書の「申請人 経営面積㎡・人員」のところの申請番号1 の方は、お一人で農業をされますということです。2 番目の方は、申請人本人を含めて3 人で農業を経営されているということで申請をされております。同じように3 番の方も、申請人プラスもう一人のお二人で農業を経営されるということで.....
1 1 番	そしたら、この3 人でしている方は、〇〇君1 人が競売にかかるということですね。
事務局	申請番号2 の申請人のお名前で競売に参加をされるということ。
1 1 番	1 人ですね。
事務局	はい。
1 1 番	分かりました。どうもありがとうございます。
議 長	ほかにございませんか。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
	全員賛成ですので、申請番号1 から申請番号3 までは原案のとおり証明することに決定しました。
事務局	次に、第2 号議案 農地法第3 条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1 について事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は2 ページを御覧ください。 本日の農地法第3 条の許可申請の審議件数は3 件でございます。 申請番号1 について説明をいたします。 資料は4 0 ページからとなります。 (第2 号議案 農地法第3 条許可申請、申請番号1 について事務局より説明) この案件の場所は、小城町畑田にある晴田小学校北の農地で、申請理由は譲受人の規模拡大でございます。 以上でございます。

議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号 2 について説明をいたします。 資料は 4 4 ページからとなります。 (第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 2 について事務局より説明) この案件の場所は、小城町江里山地区にある尖尾川西の農地で、申請理由は譲受人の規模拡大でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号 2 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号 3 について説明をいたします。 資料は 5 3 ページからとなります。 (第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 3 について事務局より説明) この案件の場所は、申請地は三日月町本告地区内にありますが、小城町正徳町公民館北にある農地で、申請理由は譲受人への贈与でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号 3 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第 3 号議案 農地法第 5 条による許可申請についてを議題とします。 申請番号 1 について事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は 3 ページを御覧ください。 本日の農地法第 5 条の許可申請の審議件数は 7 件でございます。 申請番号 1 について説明をいたします。 資料は 5 8 ページからとなります。 (第 3 号議案 農地法第 5 条許可申請、申請番号 1 について事務局より説明) この案件の場所は、国道 2 0 3 号東の三日月町樋口地区にある樋口公民館南の農地で、転用目的は駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は自然排水により水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第 3 種農地であり、許可

議 長	し得るものと判断しております。
1 3 番	以上でございます。 この案件については1 3 番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果の報告をお願いします。 事前調査報告をいたします。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局から発表のとおりです。 調査事項としまして、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断。 計画面積の検討について、利用計画図等により適当である。 実現確実性の判定について、現在公民館の駐車場が手狭ということで、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。 被害防除施設・用排水の検討について、駐車場としての利用ですから雨水排水は自然流下することで特に問題はないと思います。 その他特記事項は別にありません。 5月7日、中村津多子。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は6 3 ページからとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は、主要地方道小城富士線北の小城町三間寺地区にある佐賀県農業協同組合小城支所北の農地で、転用目的は一般住宅でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね5 0 0メートル以内にある第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。 なお、申請地はゆめぷらっと小城にあります小城出張所から約4 0 0メートルに位置しております。
議 長	以上でございます。 この案件につきましては私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。 譲渡人、譲受人、申請農地の内容については事務局の報告のとおりです。 調査事項、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することは困難であり、やむを得ないと判断できる。 計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供

	されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理し、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。 その他の特記事項についてはなし。 令和３年５月７日。 以上です。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、申請番号３について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号３について説明をいたします。 資料は７０ページからとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号３について事務局より説明） この案件の場所は、市道大井出平原線北の小城町鷺ノ原地区にある鷺ノ原公民館東の農地で、転用目的は一般住宅でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第３種農地であり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号４について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号４について説明をいたします。 資料は７６ページからとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号４について事務局より説明） この案件の場所は、主要地方道小城牛津線東の三日月町土生地区にある天満宮東の農地で、転用目的は建売分譲住宅７区画でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は、開発区域内のうち北側の４区画が合併浄化槽で処理後に道路側溝へ排水され、南側３区画が下水道へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等からおおむね５００メートル以内にある第２種農地であり、周辺の他

議 長	の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。
1 3 番	なお、申請地はＪＲ小城駅から約５４０メートルのところに位置しております。 以上でございます。 この案件については１３番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。 事前調査報告をいたします。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については事務局の報告のとおりです。 調査事項です。申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断します。 計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると思います。 実現確実性の判定について、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断します。 被害防除施設・用排水の検討について、道路北側の生活雑排水は合併浄化槽により、また、南側は下水道に接続することで、雨水排水は自然流下ということで水路へ放流します。周辺農地への影響はないと思います。 その他の特記事項については特にありません。 令和３年５月７日、中村です。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号４は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号５について事務局より説明をお願いいたします。 議案書は４ページを御覧ください。 申請番号５について説明をいたします。 資料は８５ページからとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号５について事務局より説明） この案件の場所は、市道安坂線南の牛津町内砥川地区にある八幡神社東の農地で、転用目的は社務所でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。
議 長	以上でございます。
6 番	この案件については６番松尾委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。 それでは、調査報告をいたします。 譲渡人、譲受人、申請農地は事務局の説明のとおりであります。 転用目的としては社務所であります。 調査事項として、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選

議 長	定した理由は適当と認めます。 計画面積の検討について、土地利用計画図、転用目的により適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工され、雨水は集水後に北側水路へ排水、生活雑排水は下水道に接続されるので、周辺農地への影響は少ないと思います。 その他の特記事項について、3月22日に説明を受け確認をいたしました。 以上です。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号6について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号6について説明をいたします。 資料は91ページからとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明) この案件の場所は、市道三王崎新村線南の芦刈町道免地区にある道免・新村・中村地区農村公園北の農地で、転用目的は資材置場及び駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はございません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。
議 長 5 番	この案件については5番西村委員が事前調査をしておりますので、調査結果を報告します。 調査結果を報告いたします。 譲渡人、譲受人、それから申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。 調査事項としまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。 ニ、被害防除施設及び用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は道路側溝を経由して西側水路へ排水される。生活雑排水の使用はありません。

議 長	その他特記事項については特別ございません。 以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号7について事務局より説明をお願いします。 申請番号7について説明をいたします。 資料は97ページからとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明) この案件の場所は、市道友田八枝線東の牛津町友田地区にある牛津中学校南の農地で、転用目的は共同住宅4棟でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、JR牛津駅を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロまで延長することが可能となります。 申請地はJR牛津駅から約670メートルのところにありますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。
議 長	以上でございます。 この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
1 番	調査結果の報告をさせていただきます。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。 調査事項について、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側水路へ排水。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。
議 長	特記事項、令和3年4月6日に説明を受け確認しています。 令和3年5月7日、野方俊彦です。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし)

事務局	ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県知事及び県常設審議委員会に意見を送付します。 次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。 申請番号1から申請番号93まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は5ページから16ページまでを御覧ください。 利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が23件、利用権の再設定が70件、合計で93件、総面積は46万707平米でございます。 今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号93までについては原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は17ページを御覧ください。 所有権移転について、本日の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。

議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし)
事務局	ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号３について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号３について説明をいたします。 申請番号３、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。
議 長	申請番号３につきましては、あっせん委員の９番高塚委員に結果報告をお願いいたします。
９ 番	あっせん農地は事務局から説明されたとおりであります。 １２月５日の農業委員会であっせん委員に指名される。 １２月１８日、所有者と会い条件等を確認する。その日の１３時３０分、所有者から分割売却も可能と言われる。２つの圃場で希望価格で売却できれば、残り１圃場の条件は問わない。 １２月１８日、道辺生産組合長宅へ集落内の生産組合員への周知、購入者を探してほしいと依頼する。１６時、耕作者である〇〇氏と会い、購入希望がないことを確認する。 １２月２２日、道辺生産組合長より集落内での購入者はいないと連絡を受ける。 １２月２２日、道辺集落で耕作している〇〇氏と会って、あっせん申請が出ていることを説明、購入の意思を確かめたが、今回は見送ると回答を受ける。 １２月２６日、芦田生産組合集会時に生産組合員へ農地の売却があるということに依頼するが、部落内での購入者の見込みはないという返事を受けました。 １月１３日、隣接地を耕作している〇〇氏と会い、購入の意思があるか確認する。〇〇氏より隣接の１圃場は単独での購入について見込みがあると発言をもらう。 １月１８日、所有者と条件面で協議をする。所有者は３圃場を一括希望という返事で、１圃場での売却はしたくないと言われました。その日の１５時、〇〇氏は今回見送るという回答を受ける。 ２月３日、所有者より単独での売却も可能で、早く処分をしたいという意向の連絡を受ける。 ２月１２日、〇〇氏と１圃場での売却可能を報告する。再度購入の要求を行い、〇〇氏から前向きな返事をもらう。 ２月１５日、所有者と会い、条件次第で〇〇氏が購入の意思があるということ伝える。その日の１３時３０分、条件緩和について、あっせん農地３件のうち１件だけの売却、１０アール当たり〇〇万円の価格で所有者の了解を得る。その場で〇〇氏に連絡を取り、売却条件の確認を得ましたので、あっせんが成立したと答え、売却についての今後の日程等は事務局より連絡があると伝えました。 以上です。よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を

事務局	お願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号４について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号４について説明をいたします。 申請番号４、（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）
議 長 8 番	以上でございます。 申請番号４につきましては、あっせん委員の８番深河委員に結果報告をお願いいたします。 ２月５日、農業委員会であっせん委員に指名される。 ２月６日、所有者に電話、条件を確認する。 ２月７日、隣接地を耕作している〇〇氏に会い、条件を伝え、購入の意思を確認する。 ２月８日、〇〇氏より今回提示の条件、１０アール〇〇万円で譲渡したいとの回答を受ける。
議 長	以上です。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号４は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第５号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。 申請番号１について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は１８ページを御覧ください。 本日の審議件数は貸付希望が１件でございます。 資料は１０３ページからとなります。 申請番号１について説明をいたします。 申請番号１、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第５号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。 申請番号１について事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は１８ページを御覧ください。 本日の審議件数は売渡希望が２件でございます。 資料は１１０ページからとなります。

議 長	申請番号１、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号２について説明をいたします。 資料は１２２ページからとなります。 申請番号２、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さんから何かございませんでしょうか。 （なし）
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。 次回の日程等についてですが、今月の農地転用現地調査日を５月２５日火曜日、午後１時３０分から西館２階の２－６会議室に集合をお願いいたします。 ６月の定例農業委員会の日時、場所についてですが、６月７日月曜日、午後１時３０分から、ここ西館大会議室となります。
議 長	以上です。 そしたら、皆さん方の中から特別ございませんでしたら、以上をもちまして５月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員